

平成 21 年度から建設工事の指名競争入札 (130 万円を超え 250 万円未満の案件) について、原則、電子入札システムで実施します。

平成 21 年から建設工事にかかる電子入札システムの対象を「指名競争入札」まで拡大します。指名を受けた方が入札に参加するためには、電子入札システム用の IC カード等が必要となります。ただし、指名業者の IC カード等の取得手続き期間を考慮し、実際の電子システムでの入札の実施は、**平成 21 年 5 月 15 日**からとしますので、まだ IC カード等をお持ちでない方については、「総合契約検査室ホームページ」の「電子入札システムへ」の「はじめてご利用になる方へ」をご覧ください、IC カード等の取得及び手続きを行ってください。

電子入札システムによる指名競争入札の流れ

指名業者へ入札の連絡 (FAX)

電子入札システムへ指名通知

電子入札システムにて受領確認

電子入札システムから設計図書 (実施要領を含む) のダウンロード

(総合契約検査室で配布する場合があります。)

質疑 (E メール)

回答 (FAX)

入札 (電子入札システム)

開札 (電子入札システム) 再度入札 (当日実施)

再度入札の場合は、開札後に再度入札参加確認の連絡を FAX で行います。当日に再度入札の参加確認が取れない場合は、再度入札に参加できませんのでご注意ください。

落札業者の決定通知 (電子入札システム)

参加者及び入札金額の公表

- ・入札参加者は入札日以降に総合契約検査室で閲覧可能
 - ・入札参加者以外の方は翌月に総合契約検査室または情報資料コーナーにて閲覧可能
- 電子入札システムの操作手順については、「大阪府地域市町村共同利用」のホームページをご覧ください。(URL:http://www.nyusatsu.elga.jp/manual_k.html)